

会員規程

(目的)

第1条

この規則は、定款第8条に定める正会員、一般会員、特別会員、賛助会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条

定款第8条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

個人 5,000 円

※日本国籍を有する者であることとする。

※18歳未満の者は学校長及び、保護者の認可の証明を頂くこと。

(2) 一般会員

個人 3,000 円

学生 2,500 円

家族 2名 5,000 円

3名 7,500 円

※日本国籍を有する者であることとする。

※夫婦も家族割引対象とする。

※18歳未満の者は学校長及び、保護者の認可の証明を頂くこと。

(3) 特別会員

免 除

(4) 賛助会員

個人 2,500 円

※(1)～(3)以外の聞こえる人

2 一般会員から選出された強化指定選手の事務手数料は、次に掲げるところによる。

事務手数料

(1) 強化指定選手（ナショナルチーム） 10,000 円

(2) 強化育成選手（バックアップチーム） 5,000 円

(会費等の納入)

第3条

この法人に入会した正会員、一般会員、賛助会員は、入会及び退会に関する規則第3条第3

項に規定する入会決定通知を受けた日から、その年度以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 会員は、毎事業年度の会費として3月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 会員から納入された会費については、直ちに会費台帳（別紙）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

（資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等）

第4条

会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、会員が納入した当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

（補則）

第5条

この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は代表理事(会長)が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人日本デフバドミントン協会の設立の登記の日（2018年3月28日）から施行する。

別紙（第3条関係）

会 費 台 帳

会員氏名 _____				
区 分		納入年月日	金 額	摘 要
入 会 金		年 月 日	〇〇〇〇円	
会 費	平成 年度分			

（注）摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。